明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務七〇）　一
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一一二）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四三
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
地方公共団体情報システム機構令和二年度財務諸表、弁理士登録関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六八
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第七十号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十九日

総務大臣　武田　良太